

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

1 改正の背景

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）において、通常郵便物（手紙、はがき等）の配達頻度に係る見直し（週6日以上配達⇒週5日以上配達）や送達日数に係る見直し（原則3日以内に配達⇒原則4日以内に配達）等を内容とする郵便法（昭和22年法律第165号）の改正のほか、これに合わせて、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）についても、日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便法と同様の改正を行ったことから、その細則を定める必要がある。

2 改正の概要

- (1) 事業許可基準に関し、一般信書便物の休配日として許容する具体的な日について、事業計画に定めた、「毎週1日特定の曜日」を「毎週1日又は2日特定の曜日」に改正する。
- (2) 一般信書便物の送達日数に参入しない日について、許可に係る事業計画に休配日として定めた、「毎週1日特定の曜日」を「毎週1日又は2日特定の曜日」に改正する。
- (3) 地理的条件等により例外的に一般信書便物の送達日数が4日を超えることが許容される場合の上限送達日数を改正する。
 - ・ 1日1回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島：14日⇒15日
 - ・ 上記以外の離島：5日⇒6日
- (4) 認可を要しない事業計画の軽微な変更（届出）について、一般信書便物の休配日として定めた、「毎週1日特定の曜日」の変更を「毎週1日又は2日特定の曜日」の変更に変更する。

【改正を行う条項】 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第2条、第3条、第10条及び第13条第1項第3号

3 施行期日

公布の日（令和3年7月13日）から施行。